

味噌川ダム作業船詳細点検業務

見 積 仕 様 書

令和8年1月

独立行政法人 水資源機構
木曽川上流ダム総合管理所

第1章 総 則

第1節 適 用

この見積仕様書は、独立行政法人水資源機構木曽川上流ダム総合管理所(以下「機構」という。)が施行する「味噌川ダム作業船詳細点検業務」(以下「業務」という。)に適用します。

第2節 業務内容

2-1 履行場所

長野県木曽郡木祖村小木曽地内 味噌川ダム

2-2 業務概要

本業務は、ダム湖の巡視や塵芥撤去作業等に用いる作業船において、船外機の動作不良が発生したことから、その原因を調査するための詳細点検を実施するものです。

2-3 履行範囲

本業務の履行範囲は、次の設備の詳細調査を実施するものとします。

設備名	数量	調査内容
作業船(おくきそ)	1隻	船外機詳細調査

第3節 履行期間

履行期間は、雨天、休日等を見込み、決定通知日の翌日から令和8年3月25日までとします。

なお、休日等には、日曜日、祝日の他、作業期間内の全土曜日を含むものとします。

第4節 提出図書

本業務完了までに提出する図書の内容及び部数は次のとおりとします。

・調査報告書紙出力(A4版) 1部

第5節 支給材料

本業務において次のものを支給します。

1. 燃料

船舶の運転操作に必要な燃料

2. 電力

業務に必要な低圧電力(ただし、引き渡しが可能な場所に限る)

3. 引き渡し場所

第1章第2節2-1に示す履行場所とします。

第6節 一般事項

6-1 暴力団関係業者の排除に関する協力

受注者は、業務の履行に際して、暴力団等からのあらゆる不当介入(不当要求又は業務妨害)に対し、断固としてこれを拒否し、また不当介入を受けた場合は、速やかに担当者に報告するとともに警察に通報し、捜査上必要な協力をを行うものとします。

担当職員等とも連絡を密にとり、工程等被害が生じた場合は、協議するものとします。

6-2 設計変更

業務内容等の変更が生じた場合は、設計変更並びに請負代金額の変更を行うことができるものとします。

6-3 疑義等

仕様書等について疑義が生じた場合は、機構担当者と協議のうえ決定するものとします。

第2章 点検

第1節 業務対象設備の主要仕様

本業務対象設備の主要仕様は、次のとおりとします。

船舶の名称	作業船 おくきそ
登録番号	第 220-23653
取得年月日	平成6年1月10日 (船外機:H30.5、船体:H22.2)
長さ	6. 77m
深さ	0. 84m
幅	2. 47m
総トン数	1. 3t
形式・主機の種類 及び定格出力	FT60GET_L 4サイクル直列4気筒 60ps/5500rpm
製造者	ヤマハ発動機株

第2節 詳細点検

- (1) 作業船について、バッテリーの誤接続により船外機が動作不能となったことから、専用の診断装置を用いて原因について詳細に調査し、担当職員へ報告するものとします。
- (2) 調査にあたっては、故障の推定原因を特定するとともに、復旧にあたって必要な部品・整備内容等について調査報告に含めて報告するものとします。
- (3) バッテリーについても診断を行い、再使用可能か調査を実施するものとします。
- (4) 調査の結果、予備品等の交換で容易に復旧できる作業は本業務に含むものとします。

以上